

「固定資産の異動」についてお知らせください

次のような固定資産の異動がありましたら、「所有建物確認のお願い（5月15日送付の納税通知書に同封）」のハガキに記入し投函いただくか、電話などでお知らせください。

●土地について

土地の現況（利用状況）が変わったとき

例…田畑や原野を造成して、宅地や駐車場、資材置き場にした場合など

●家屋について

家屋（建物）に異動があったとき

例…建物を新築、増改築した場合や、建物を取り壊した場合

新築住宅に対する
税の軽減

新築住宅の床面積が50㎡（アパート等共同住宅は40㎡）以上280㎡以下のもは、120㎡相当分について初年度から3年間、固定資産税の税額が2分の1に軽減されます。併用住宅の場合、居住部分が全体の床面積の2分の1以上のものは居住

部分のみ120㎡相当分について軽減されます。

※長期優良住宅の認定を受けた新築家屋は、初年度から5年間、税額が2分の1に軽減されます。

※都市計画税は軽減されません。

改修した家屋に対する
税の軽減

次の①～③に該当する改修は、固定資産税の軽減が受けられます。

①省エネ改修

②バリアフリー改修

③耐震改修

※対象となる家屋の要件や減額措置がそれぞれ異なりますので、詳しくは町ホームページにてご確認ください。

※都市計画税は軽減されません。

【問い合わせ】

税務出納課資産税係

☎ 85-6133



空き家解体補助事業のご案内

【補助対象内容】

●補助対象の建物 ①②のいずれか

①特定空き家等に認定された建物

②道路や近隣へ倒壊の恐れのある危険空き家等

(注)②については、住宅地区改良法に定める「住宅の不良度測定基準」に基づく評点と「隣地等への危険度判定基準」を基に専門家立会いの下、実際の建物外観を調査した上で測定させていただきます。

●事業実施者

・所有者等（所有者または法定相続人等）に限ります。

・所有者等が複数の場合は、代表者を選任して実施することができます。

※権利者の同意必須

●公共事業による移転等の事業は含みません。

●対象事業費が500,000円以上のもの

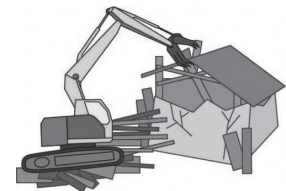
●所有権以外の権利が設定されている場合は解除するか、解体の承諾または許可を得ているもの

【補助金額】

●補助対象：建物解体費、廃材処分費、運搬料、機械等使用料、燃料費等

●補助率：1/2（上限500,000円）

●町内業者が解体撤去工事を行う場合は100,000円を加算します。



【募集期間】

●8月16日から8月31日まで

建設課窓口、町ホームページにある様式を必要書類と合わせて下記までご提出ください。

【注意点】

●様式第1号（事前協議書）の提出は補助金の交付を確約するものではありません。

●募集期間終了後に現地調査を行い、その結果で補助金の交付を内示いたします。（9月下旬頃を予定）

【問い合わせ】白鷹町空き家相談窓口：建設課 都市・住宅係 ☎ 85-6140

「困ったら一人で悩まず行政相談」

行政困りごと相談所を開設します。行政サービスに関する苦情・要望等がございましたらお気軽にご相談ください。

※相談は無料・秘密厳守ですのでお気軽にご相談ください。

●いつ 8月30日（水）

午後1時30分～3時30分

●どこで 東根地区コミュニティセンター 小会議室

●担当行政相談委員

田中恵治委員 ☎85-4120

大村奈保子委員 ☎85-20085

【問い合わせ】

総務省山形行政監視行政相談センター

☎023-632-3113

町民課くらし環境係

☎85-6131



■人権擁護委員にご相談ください

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。

また、法務局の職員と協力し人権侵害による被害者の救済、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動、学校へ出向いての人権教室も行っております。

【人権擁護委員の委嘱について】

7月1日より人権擁護委員として、鈴木和夫さん（十王）、向田美和子さん（広野）が法務大臣から委嘱（再任）されました。委嘱期間は3年間です。

●町の人権擁護委員

菅 文隆委員（山口）
菊地洋子委員（鮎貝）

嶋林淳子委員（荒砥）

鈴木和夫委員（十王） 再任

向田美和子委員（広野） 再任

中村裕之委員（畔藤）



向田委員 鈴木委員

●法務局の人権相談日

毎週月・金曜日

山形地方法務局米沢支局

☎0238-22-2148

※随時相談を受け付けています。

【問い合わせ】

町民課くらし環境係
☎85-6131

歯周疾患検診を受けましょう！

高齢期における健康を維持し、食べる楽しみをいつまでも得られるよう、歯を失う大きな原因となる歯周疾患を予防しましょう。

対象者へは、7月21日付けで受診券や受診票などを送付しています。

対象者	昭和22年4月1日から昭和23年3月31日に生まれた方で後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方のうち、歯科受診のない方
実施場所	山形県歯科医師会に所属している歯科医院 町内の歯科医院…五十嵐歯科医院、佐藤歯科医院
実施期間	令和5年8月1日から令和5年12月31日まで
受診料金	無料
申込方法	受診予約時、歯科医院に「山形県後期高齢者医療広域連合の歯周疾患検診」であることを伝えてください。
受診の際の持ち物	受診券・受診票・保険証
その他	体調が優れない場合は受診を見合わせて、体調が落ち着いてから受診をお願いいたします。

※不明な点は、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】山形県後期高齢者医療広域連合 事業課企画財政係 ☎0237-84-7100
白鷹町役場 健康福祉課健康推進係 ☎86-0210